



三重県公報

平成28年8月30日（火）

第 2831 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
565	行政不服審査法の規定に基づく公示送達	(地 域 福 祉 課)	2
566	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	(水 産 経 営 課)	2
567	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	2
568	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	2
569	同伴	(同)	5
570	特定計量器の定期検査の実施	(計 量 検 定 所)	7
571	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	7
572	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	7
公 告			
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(男 女 共 同 参 画 ・ N P O 課)	8
	同伴	(同)	8
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(同)	8
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同)	9
	同伴	(同)	9
	土地改良区の解散命令	(農 地 調 整 課)	9
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(企 業 庁)	10
	同伴	(同)	16

告 示

三重県告示第 565 号

行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 42 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公示送達を行います。
平成 28 年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
住所 不明
氏名 審査請求人 中田 正弘

2 公示事項

平成 27 年 12 月 8 日に上記審査請求人が提起した審査請求に対し、平成 28 年 3 月 17 日に裁決しましたが、審査請求人の住所が不明のため送付することができません。よって、当該裁決書の謄本は三重県健康福祉部地域福祉課（三重県津市広明町 13 番地）において保管し、いつでもこれを交付しますので、審査請求人は当庁に出頭の上受領してください。

三重県告示第 566 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 6 第 1 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成 28 年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

加入区の名称	区 域
特定のり 神原加入区	三重外湾漁業協同組合のうち神原の地区
特定のり 五ヶ所浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち五ヶ所浦の地区
特定のり 南勢船越加入区	三重外湾漁業協同組合のうち南勢船越の地区
特定のり 迫間浦・礫浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち迫間浦及び礫浦の地区
特定のり 阿曾浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち阿曾浦の地区

三重県告示第 567 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 28 年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ぎゅーとらラブリー伊賀西明寺店
伊賀市西明寺字大澤 1896 番 2 ほか 21 筆
- 2 伊賀市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 28 年 8 月 30 日から同年 9 月 30 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 568 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成28年8月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松阪ショッピングセンター
松阪市船江町1392番地の3

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

	名 称	住 所	代表者の氏名
変更前	松阪商業開発株式会社	松阪市船江町1392番地の3	山田 勝久
変更後	松阪商業開発株式会社	松阪市船江町1392番地の3	後藤 清

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	矢野 博文
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六番地	羽牟 秀幸
株式会社東プロイラー	度会郡玉城町妙法寺512	東 源平
株式会社イナバ	松阪市田牧町111番地	稲葉 嘉子
株式会社むらさきや	松阪市日野町772番地	中嶋 孝
有限会社ルネ	伊勢市宮後2丁目2番13	山口 義紀
株式会社動物館アイドルスリー	津市中央8番地11号	杉本 三省
有限会社マスマヤ靴店	松阪市松ヶ島870番地の1	浅田 尚茂
株式会社ラヴフォー	四日市市中部12番11号	加藤 幾恒
有限会社キダヤ洋品店	伊勢市曾祢1丁目14番16号	中上 浩和
A s - m e エステール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-13	丸山 雅史
あちは株式会社	愛知県名古屋市長瑞徳区北原町2の73	阿知波 雅大
株式会社アロー	愛知県名古屋市中村区名駅3-22-8	今枝 淳
有限会社BEUP	松阪市久保町1881-52	大森 実
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	吉田 薫
株式会社マスタ	松阪市湊町117番地の1	世古 俊子
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和2-2-17	猪飼 千壽子
株式会社丸栄商店	伊勢市宮後1丁目1番24号	坂倉 淳司
株式会社プラスハート	大阪府大阪市中央区北浜1丁目9番9号	松尾 正司
有限会社タキガワ	伊勢市大世古町2丁目1番24	滝川 和彦
パセリ四日市株式会社	滋賀県長浜市勝町803	松本 規義
株式会社日本オプティカル	愛知県名古屋市中区則武新町2-22-7	田中 永俊
クールカレアン株式会社	東京都品川区西五反田2-7-12	堀内 一夫
株式会社une heureux	津市香良洲町6615-2	石塚 達也

株式会社イチタ	松阪市船江町 1392-3	松浦 雅敏
森重 卓	松阪市荒木町 127 グランドマンション 106	—
片岡 祐樹	松阪市虹が丘 3-2	—
株式会社ワイズクロモ	度会郡玉城町原 1704	辻井 由衣
株式会社MDF	大阪府大阪市中央区西心斎橋 2-12-22	長崎 稔
株式会社ファッションヤマグチ	愛知県一宮市せんい 1 丁目 9 番 3 号	山口 浩一
中西 貞生	伊勢市中須町 1331-2	—
株式会社キング	京都府京都市下京区東塩小路高倉町 2-1	山田 幸雄
小林 勇人	鳥羽市浦村町 339	—
株式会社ザ・クロックハウス	東京都中央区京橋 1-11-2 八重洲M I D ビル	大野 禄太郎

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	岡崎 双一
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	矢野 博文
株式会社未来書屋	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六番地	羽牟 秀幸
株式会社東プロイラー	度会郡玉城町妙法寺 512	東 源平
株式会社イナバ	松阪市田牧町 111 番地	稲葉 嘉子
株式会社むらさきや	松阪市日野町 772 番地	中嶋 孝
有限会社ルネ	伊勢市宮後 2 丁目 2 番 13	山口 幸一
株式会社動物館アイドルスリー	津市中央 8 番地 11 号	杉本 三省
有限会社好古堂	津市稲葉町 460 番地の 2	小久保 幸道
T S ジャパン株式会社	千葉県浦安市弁天 1 丁目 23-27	香月 仁
有限会社キダヤ洋品店	伊勢市曾祢 1 丁目 14 番 16 号	中上 浩和
A s - m e エステール株式会社	東京都港区虎ノ門 4-3-13	丸山 雅史
あちは株式会社	愛知県名古屋市長瑞徳区北原町 2 の 73	阿知波 雅大
株式会社アロー	愛知県名古屋市中村区名駅 3-22-8	今枝 淳
有限会社BEUP	松阪市久保町 1881-52	大森 実
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	吉田 馨
株式会社マスタ	松阪市湊町 117 番地の 1	世古 俊子
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和 2-2-17	猪飼 千壽子
株式会社丸栄商店	伊勢市宮後 1 丁目 1 番 24 号	坂倉 淳司
株式会社プラスハート	大阪府大阪市中央区北浜 1 丁目 9 番 9 号	松尾 正司
有限会社タキガワ	伊勢市大世古町 2 丁目 1 番 24	滝川 勝俊
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町 803	松本 規義
株式会社日本オプティカル	愛知県名古屋市区則武新町 2-22-7	田中 永俊
クールカレアン株式会社	東京都品川区西五反田 2-7-12	堀内 一夫
株式会社une heureux	津市香良洲町 6615-2	石塚 達也
株式会社イチタ	松阪市船江町 1392-3	松浦 雅敏
森重 卓	松阪市荒木町 127 グランドマンション 106	—
中村 巧	度会郡玉城町小社曾根 1171 番地	—
株式会社ジーフット	愛知県名古屋市中千種区今池 3 丁目 4 番 10 号	堀江 泰文
株式会社MDF	大阪府阪南市箱作 2875 番地の 60	長崎 稔
中西 貞生	伊勢市中須町 1331-2	—
株式会社キング	京都府京都市下京区東塩小路高倉町 2-1	山田 幸雄
小林 勇人	鳥羽市浦村町 339	—

株式会社ザ・クロックハウス	東京都中央区京橋 1-11-2 八重洲MIDビル	大野 緑太郎
---------------	--------------------------	--------

3 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
平成 28 年 5 月 13 日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成 28 年 8 月 9 日

4 変更理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため
- (2) 小売業を行う者の名称、代表者及び住所の変更並びに退店及び入店のため

5 届出の日

平成 28 年 8 月 9 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 28 年 8 月 30 日から平成 29 年 1 月 4 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 569 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 28 年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン白子サンズ

鈴鹿市白子駅前 9 番 20 号

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

	名 称	住 所	代表者の氏名
変更前	白子商業開発株式会社	鈴鹿市白子駅前 9 番 20 号	片倉 信明
変更後	白子商業開発株式会社	鈴鹿市白子駅前 9 番 20 号	後藤 清

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
-
- (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1	岡崎 双一
化粧品のみじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町 258 番地の 1	岩井 勝己
株式会社ウィックス	大阪府大阪市豊島区豊島北通 1 丁目 9 番 23 号	上堀 勝也
株式会社志賀清商店	鈴鹿市神戸 2 丁目 20-38	井上 満子
昭産商事株式会社	福岡県北九州市門司区黄金町 6-7	森田 将昭
株式会社総本家具新新七商店	桑名市江場字貝戸 538	伊藤 新滋
有限会社小原木本舗大徳屋長久	鈴鹿市白子 1 丁目 6-26	竹口 久嗣
株式会社加藤清芳園	鈴鹿市上田町 1130-2	加藤 公昭

株式会社花権	鈴鹿市江島本町 31-33	佐藤 洋
岡田 一彦	鈴鹿市東旭が丘 3 丁目 13-6	—
株式会社スギノ	鈴鹿市白子本町 14 番 6 号	杉野 普一
株式会社 Y A D A	四日市市沖の島町 4-20	矢田 武賜
A s - m e エステール株式会社	愛知県名古屋市中区錦 3-20-27	丸山 雅史
株式会社ぷりず夢	愛知県春日井市東野町 5 丁目 1 番地 5	森下 恵治
東京山喜株式会社	東京都渋谷区笹塚 1-39-13	中村 健一
飯田 恵一	鈴鹿市白子駅前 20-6	—
株式会社キャンドウ	東京都板橋区板橋 3-9-7	城戸 一弥
河合 規裕	松阪市肥留 463-1	—
イオンベットの株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1	児玉 毅

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1	岡崎 双一
化粧品のみじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町 258 番地の 1	岩井 勝己
昭産商事株式会社	福岡県北九州市門司区黄金町 6-7	森田 将昭
株式会社総本家具新新七商店	桑名市江場字貝戸 538	伊藤 新滋
有限会社小原木本舗大徳屋長久	鈴鹿市白子 1 丁目 6-26	竹口 久嗣
株式会社加藤清芳園	鈴鹿市上田町 1130-2	加藤 公昭
株式会社花権	鈴鹿市江島本町 31-33	佐藤 洋
岡田 一彦	鈴鹿市東旭が丘 3 丁目 13-6	—
株式会社スギノ	鈴鹿市白子本町 14 番 6 号	杉野 普一
株式会社 Y A D A	四日市市沖の島町 4-20	矢田 武賜
A s - m e エステール株式会社	愛知県名古屋市中区錦 3-20-27	丸山 雅史
株式会社ぷりず夢	愛知県春日井市東野町 5 丁目 1 番地 5	森下 恵治
東京山喜株式会社	東京都渋谷区笹塚 1-39-13	中村 健一
飯田 恵一	鈴鹿市白子駅前 20-6	—
株式会社キャンドウ	東京都板橋区板橋 3-9-7	城戸 一弥
河合 規裕	松阪市肥留 463-1	—
イオンベットの株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1	児玉 毅

3 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
平成 28 年 5 月 13 日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成 28 年 8 月 9 日

4 変更理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため
- (2) 小売業を行う者の名称、代表者及び住所の変更並びに退店及び入店のため

5 届出の日

平成 28 年 8 月 9 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 28 年 8 月 30 日から平成 29 年 1 月 4 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 570 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、名張市及び伊賀市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500kg を超えるはかりを除く。）。

平成 28 年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
平成 28 年 10 月 3 日（月）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	名張市役所
平成 28 年 10 月 4 日（火）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	名張市役所
平成 28 年 10 月 5 日（水）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	伊賀市青山公民館
平成 28 年 10 月 6 日（木）	午前 10 時 30 分から 午後 2 時まで	大山田農村環境改善センター
平成 28 年 10 月 7 日（金）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	西柘植地区市民センター
平成 28 年 10 月 11 日（火）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	阿山保健福祉センター
平成 28 年 10 月 12 日（水）	午前 11 時から 午後 1 時 30 分まで	伊賀市役所島ヶ原支所
平成 28 年 10 月 13 日（木）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	ゆめぼりすセンター
平成 28 年 10 月 14 日（金）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	ゆめぼりすセンター

三重県告示第 571 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 28 年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三戸紀伊長島停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀北町島原字平谷 3801 番 1 から 北牟婁郡紀北町島原字下平谷 3858 番 1 まで	旧	10.00～25.40	382.00
	新	14.50～45.50	382.00

三重県告示第 572 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 28 年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
国道 422 号	北牟婁郡紀北町島原字平谷 3801 番 1 から 北牟婁郡紀北町島原字下平谷 3858 番 1 まで	平成 28 年 8 月 30 日
県道 三戸紀伊長島停車場線	北牟婁郡紀北町島原字平谷 3801 番 1 から 北牟婁郡紀北町島原字下平谷 3858 番 1 まで	平成 28 年 8 月 30 日

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 28 年 8 月 23 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 松阪メンフクロウの会

(2) 代表者の氏名

濱中 正幸

(3) 主たる事務所の所在地

松阪市五主町 401 番地 1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもとその保護者に対する子どもの生命の維持及び情緒の安定、健やかな成長及び豊かな活動の展開に資する発達の援助のための保育に関する必要なサービスを提供するとともに、高齢者等の社会的弱者に対する暮らしの安全・安心の確保に資する支援を行うことにより、次代を担う子ども達の心身の健全な育成及び地域社会における福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 28 年 8 月 23 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 伊賀市民会議所

(2) 代表者の氏名

奥澤 重久

(3) 主たる事務所の所在地

伊賀市千歳 977 番地の 4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、伊賀市及び隣接周辺地域の市民並びに当該地域で活動する市民活動団体等に対して、活動支援に関する事業を行うとともに公論創出の場づくりを行い、もって市民活動の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 28 年 10 月 19 日まで縦覧に供します。

平成 28 年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成 28 年 8 月 12 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 ゆいの里

(2) 代表者の氏名

岡島 正尚

(3) 主たる事務所の所在地

伊賀市上村 745 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者等の要支援者が、地域での「暮らし」を継続するために必要な在宅支援に関する事業を行い、地域社会の福祉活動に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 28 年 8 月 23 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 災害ボランティアネットワーク鈴鹿

(2) 代表者の氏名

南部 美智代

(3) 主たる事務所の所在地

鈴鹿市寺家三丁目 33 番 33 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、市民の防災意識の向上を図り、災害に強いまちづくりを実現するため、防災に関する啓発事業・防災訓練等の事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 28 年 8 月 23 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 伊勢志摩福祉の会ほほえみ

(2) 代表者の氏名

寺西 真里子

(3) 主たる事務所の所在地

志摩市阿児町鶴方 5201 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅援助が必要な高齢者やその家族など、なんらかの手助けを希望する人々に対して、助け合いの精神に基づき福祉サービス活動を行い、もって福祉の向上及び社会全体の利益増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 135 条第 1 項第 2 号の規定により、津市白塚河芸南部土地改良区（津

市白塚町 5205 番地) の解散を平成 28 年 8 月 19 日命令しました。

平成 28 年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成 7 年三重県企業庁管理規程第 9 号) 第 5 条の規定により公告します。

平成 28 年 8 月 30 日

三重県企業庁長 松 本 利 治

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成 28 年度 ご発 第 1-分 0001 号 三重ごみ固形燃料発電所 R D F 焼却・発電施設運転等管理業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県企業庁長が調達説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

調達説明書(仕様書)は、三重県電子調達システム(物件等)(以下「調達システム」といいます。)内
の入札情報サービスシステム(物件調達)から入手することができます。

(3) 履行期間

平成 29 年 4 月 1 日(土)から平成 33 年 3 月 31 日(水)とします(契約締結日から平成 29 年 3 月 31 日(金)
までを準備期間とし、この期間に受注者は業務内容を習熟するとともに、発注者の責に基づく業務の引継ぎ
を受けるものとします。)

(4) 委託業務履行場所

三重県桑名市多度町力尾地内

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 32 条第 1 項各号に掲げる
者でないこと。

ウ 共同企業体(自主結成とします。)として参加する場合は、三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所運転
等管理業務委託等に係る共同企業体取扱要綱(以下「共同企業体取扱要綱」といいます。)に基づき結成
したものであること。また、共同企業体の構成員全てが調達システムの登録確認を受けていること。

エ 総合評価方式に係る全ての評価項目について提案を行うこと。

提案のない場合又は評価において参加資格がないと認められた場合は、入札に参加できません。ただし、
提案が認められずに標準案(業務仕様書に基づく仕様をいいます。以下同じ。)を採用することとなった
場合は入札に参加できるものとします。

なお、提案において事実と異なる記載若しくは事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得よ
うとしたことが認められたとき又は提案内容が他の入札参加者と酷似している等適正に作成されたと認め
られないときは、その者の入札は無効とします。この場合、併せて不正・不誠実な行為とみなすことがあ
ります。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定
める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 共同企業体での参加の場合は、構成員の全てがアからウまでに該当していること。

オ 次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(ア) 平成 13 年度以降(過去 15 年間)に、次の基準を満たす運転管理業務(対象施設の監視及び操作業務

をいいます。以下同じ。)を3年以上実施した実績(業務完了又は年度単位での業務完了の認定を受けている実績に限り、以下「実施実績」といいます。)を5(3)アの書類の提出日において有すること(実施実績については、元請に限らず、下請又は再委託による実績も可とします。)

なお、共同企業体での参加の場合は、構成員のいずれかが実施実績を有していれば足りるものとしませんが、共同企業体の構成員が個々に有する実施実績年数を合計することはできません。

また、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する事業者にあつては、我が国における実績とします。

a 汽力を原動力とする火力発電施設又は一般廃棄物処理施設(焼却施設に限ります。)における運転管理業務であること。

(イ) 次の全ての基準を満たす業務責任者を平成29年4月1日(土)以後の業務に専任で配置できること。ただし、5(3)イの書類の提出日において配置予定の業務責任者が他の業務に従事しており、その業務が未完了である場合は、あわせて誓約書を提出すること。

a 本業務委託の競争参加申請書の受付最終日以前に3月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があつた場合、若しくは緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

b 汽力を原動力とする火力発電施設又は一般廃棄物処理施設(焼却施設に限ります。)における運転管理業務に3年以上の実務経験(当該業務の従事日数が1年間に換算して120日以上(1日8時間勤務とみなし、1月当たり10日以上)であれば、当該業務の実務経験とみなします。)を有すること。

c 心身ともに健康で、日本語の読み書き及び会話能力を有すること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、5(1)アの申請書を提出するまでに6(3)に掲げる調達システム担当部局に調達システム利用登録申請(以下「利用登録申請」といいます。)を行い、登録確認を受けてください。

なお、本件入札は特定調達(WTO)案件であるため、書面により参加する場合の利用登録申請については、電子証明書(ICカード)は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 総合評価方式に関する事項

(1) 総合評価の方法及び落札者の決定方法は、別記「落札候補者決定基準」によります。

(2) 提案が認められなかった評価項目については、標準案による業務を行うものとします。

(3) 落札者の提案内容(業務方針、業務責任者等の資格等)については、その履行を確保し、評価内容を担保するために契約書に提案書等を綴じるとともに監督・検査により提案内容の履行の確認を行います。

(4) 配置予定の業務責任者は、特別の事情がない限り平成29年4月1日(土)以後の業務に就かなければなりません。また、配置予定の業務責任者が業務に就かない場合は、不正・不誠実な行為とみなすことがあります。

(5) 提案において事実と異なる記載又は事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたときや、提案内容が他の入札参加者と酷似しているなど適正に作成されたと認められないときは、その者の入札は無効とします。この場合、併せて不正・不誠実な行為とみなすことがあります。

(6) 提案内容の不履行が認められた場合には業務の是正を求めますが、業務の是正が困難な場合には、業務委託終了後に5年以内に参加する三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所における運転管理・維持管理業務委託における総合評価一般競争入札の評価において、加算点から発注業務委託の加算点満点の1割を減点します。

なお、共同企業体の構成員である場合についても、発注業務委託の加算点満点の1割を減点します。

(7) 標準案の不履行が認められた場合には、業務の是正を求めます。

(8) 技術提案書の受領後の差し替え及び追加は認めません。

- (9) 提出された技術提案書及びこれに付随する資料は、本業務の競争参加資格の確認等、調達説明書に記載する用途以外は、無断で他の資料として使用しません。
- (10) 次に該当する技術提案は加点対象としません。
- ア 提案内容が不明なもの
 - イ 著しく具体性を欠くもの
 - ウ 業務の実施の確実性、安全性を欠くもの
- (11) 技術提案については、その後の業務委託において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとします。ただし、特許権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでないものとします。
- (12) 落札者は、契約後、自らの提出した技術提案書に記載された事項を履行する責任を有するものとします。また、技術提案が適正と認められたことにより、設計図書において実施方法等の指定がされていない部分の業務に関する責任が軽減されるものではありません。
- 5 入札者及び落札候補者に求められる義務
- (1) 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、アに掲げる申請書を平成28年9月20日（火）16時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては6(1)の場所に提出しなければなりません。
- また、イに掲げる書類を平成28年9月20日（火）16時までに書面により調達説明書に指定する方法で6(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。
- なお、共同企業体として入札に参加する場合は、上記アの申請書に代えてウに掲げる書類を平成28年9月13日（火）16時までに書面により6(1)の場所に提出してください。共同企業体により参加する場合は、代表者以外の構成員は、共同企業体の代表者に入札に関する一切の権限を委任することとします。また、イの技術提案書については、上記と同様に提出してください。
- ア 三重県企業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書
 - イ 技術提案書
 - ウ 共同企業体にあっては、共同企業体取扱要綱第11条に基づく次の書類
 - (ア) 特定共同企業体入札参加資格審査申請書
 - (イ) 特定共同企業体協定書（写し）
 - (ウ) 使用印鑑届
 - (エ) 委任状
- (2) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した入札金額内訳書の提出を求めます。
- (3) 落札候補者にあっては、アからエまでに掲げる書類を平成28年10月28日（金）12時までに6(1)の場所に提出してください。
- ア 実施実績を証明する書類
 - イ 配置予定業務責任者の要件を満たすことを証明する書類
 - ウ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの。）の写し
 - エ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 上記(1)から(3)までの書類について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- なお、期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。また、開札後に参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。
- 6 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
- 〒511-0125 三重県桑名市多度町力尾
三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所 担当 鈴木
電話 0594-32-3468 ファクシミリ 0594-32-3469
- (2) 契約条項を示す場所
- (1)と同じです。
- (3) 調達システム担当部局
- 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成28年10月20日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成28年10月5日（水）までに通知します。

(6) 技術提案書等提出の日時及び場所

ア 日時 本公告日から平成28年9月20日（火）16時まで

イ 場所 (1)に同じです。

ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、入札事務担当所属に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重ごみ固形燃料発電所 R D F 焼却・発電施設運転等管理業務委託 提案書等在中」と朱書きしてください。

(7) 技術提案書のヒアリングの実施

ア 日程 平成28年10月20日（木）予定

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書のヒアリングの所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

エ 出席者は配置予定業務責任者を含め3名以内とします。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成28年10月21日（金）10時まで

入札書と合わせて入札金額内訳書を調達システムより提出してください。

イ 書面による入札の場合は、調達説明書（仕様書）の入札書と入札金額内訳書を一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、東員笹尾郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成28年10月21日（金）10時

なお、入札書は平成28年10月12日（水）から同月21日（金）10時までの間に到着するように郵送してください。

送付先 住所 〒511-0232 三重県員弁郡東員町笹尾東 2-31-2

宛先 東員笹尾郵便局留め

受取人 三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所

案件名 三重ごみ固形燃料発電所 R D F 焼却・発電施設運転等管理業務委託 入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 平成28年10月21日（金）10時30分

場所 (1)に同じです。

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。ただし、消費税等の税率に関する法改正があったときは改正後の税率によるものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県企業庁会計規程（平成19年三重県企業庁管理規程第4号。以下「規程」といいます。）第158条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規程第166条第2項に規定する有価

証券等又は金融機関等との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上となります。

- (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りません。）
- (イ) 三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所運転等管理業務委託等における低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格に満たない額で契約するとき。

また、規程第166条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第166条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

エ 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると三重県企業庁長が判断した入札者であって、規程第156条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で、別記「落札候補者決定基準」の規定する評価点が最も高い者を落札候補者とし、落札候補者が落札資格を有することが確認できた後、その者を落札者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第162条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

7 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 入札の中止等
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。
- (4) 苦情申立て
参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。
本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。
- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

8 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :
Management, Operation and Maintenance of Refuse Derived Fuel Incineration and Power Ggeneration Facility.
- (2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Friday, October 21, 2016.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, October 12, 2016 and 10:00 A.M. on Friday, October 21, 2016.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:30 A.M. on Friday, October 21, 2016.

(4) Managing Authority :

Mie Refuse Derived Fuel Power Plant Office, Mie Prefecture Public Utilities Agency

Chikarao, Tado-Cho, Kuwana city, Mie, 511-0125, Japan

TEL: 0594-32-3468

(5) Applications must be made in Japanese.

別記 落札候補者決定基準

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、三重県企業庁にとって最適な事業者を選定するため、技術提案書及び入札金額により評価する総合評価方式を採用し、総合評価の最も高い入札者を落札候補者とする。

評価は、下記の方法により行う。

(1) 総合評価

技術評価及び価格評価を合わせて評価する、加算方式とする。

総合評価点は、技術評価点と価格評価点の合計とする。

(2) 技術評価

技術提案書の内容を「平成 28 年度 三重ごみ固形燃料発電所 R D F 焼却・発電施設運転等管理業務委託 総合評価一般競争入札評価項目」に基づき評価する。

技術評価点は、技術力要件、業務責任者要件及び企業要件についての評価による各得点の合計とする。

なお、技術力要件とは業務への取組方針、体制等についての提案内容、業務責任者要件とは配置予定の業務責任者の資格、経験等、企業要件とは業務の履行能力、社会貢献等をいう。

(3) 価格評価

入札金額、評価基準価格を基に下記の 4 に示す式により算定する。

入札金額とは入札書記載の金額、評価基準価格とは入札に当たっての評価のための数値を適用する価格をいう。

2 落札候補者の選定基準

落札候補者は、下記により決定する。

(1) 落札候補者の決定方法

総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。

ただし、入札金額が予定価格を上回った場合は、落札候補者とししない。

(2) 総合評価点の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とする。

イ 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

(ア) 「技術評価点」のうち、業務責任者要件項目と技術力要件項目の合計の評価点が異なる場合にあつては、業務責任者要件項目と技術力要件項目の合計の評価点が高い入札者を落札候補者とする。

(イ) 業務責任者要件項目と技術力要件項目の合計の評価点においても同じ場合にあつては、「入札金額」が低い入札者を落札候補者とする。

ウ 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が同じで「業務責任者要件項目と技術力要件項目の合計の評価点」及び「入札金額」も同じ場合は、調達システムによるくじ引きで落札候補者を決定するものとする。

なお、書面による入札において、入札書に「調達システムへのくじ番号の登録」について記入がない場合は、三重県企業庁職員に調達システムへのくじ番号の登録を委任したものとする。

(3) 落札候補者の入札金額が調査基準価格を下回ったときの対応

落札候補者の入札金額が調査基準価格を下回ったときは落札候補決定を保留し、低入札価格調査制度を適

用する。

3 技術評価の方法

技術提案書について、「平成 28 年度 三重ごみ固形燃料発電所 R D F 焼却・発電施設運転等管理業務委託総合評価一般競争入札評価項目」に基づき評価し、その結果を技術評価点とする。

(1) 企業要件

企業について、評価項目の条件を満たしている場合はその項目に与えられた配点を得点とし、条件を満たしていない場合は 0 点とする。

また、複数の評価基準に該当する場合は、該当する評価基準の最大の得点をその評価項目の得点とする。

(2) 業務責任者要件

配置予定の業務責任者について、評価項目の条件を満たしている場合はその項目に与えられた配点を得点とし、条件を満たしていない場合は 0 点とする。

また、複数の評価基準に該当する場合は、該当する評価基準の最大の得点をその評価項目の得点とする。

(3) 技術力要件

業務についての提案書の内容について、5 名の審査員が評価項目ごとに提案が有効か否かの判断を行い、有効と判断された提案に対してのみ審査員が採点を行う。

(4) 技術評価の配点

技術評価に対する配点は下記のとおりである。

大項目	中項目	小項目	小項目 配点	中項目 配点	大項目 配点
企業要件	業務実績		50	50	50
業務責任者要件	配置予定業務責任者の業務実績		30	30	30
技術力要件	特記課題		60	60	100
	ヒアリング		40	40	
合計			180	180	180

4 価格評価の方法

入札金額について、下記の計算式により算出した値を価格評価点とする。

「価格評価点」の算出は、1点未満を切り捨てとする。

価格評価点 = $420 \times (1 - \text{「入札金額」} / \text{「評価基準価格」})$

「入札金額」：入札書記載の金額（税抜き金額）

「評価基準価格」：1,395,340,000円（税抜き金額）

評価基準価格は、入札にあたっての評価のための数値であり、予定価格とは必ずしも同一ではありません。

※ 計算に用いる入札金額、評価基準価格は、全て税抜きとする。

※ 入札者の入札金額が本件の予定価格を上回った場合には、落札候補者とししない。

5 総合評価の方法

総合評価は、下記の計算式により算出した値をもつて行う。

総合評価点（600点満点） = 技術評価点（180点満点） + 価格評価点（420点満点）

6 低入札価格調査制度について

低入札調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札候補の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札候補者を決定する。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限る。）へ同様の調査を実施するものとする。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年三重県企業庁管理規程第 9 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 28 年 8 月 30 日

三重県企業庁長 松 本 利 治

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成 28 年度 ご発 第 1-分 0003 号 三重ごみ固形燃料発電所 R D F 貯蔵施設運転等管理業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県企業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

調達説明書（仕様書）は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）内の入札情報サービスシステム（物件調達）から入手することができます。

(3) 履行期間

平成 29 年 4 月 1 日（土）から平成 33 年 3 月 31 日（水）とします（契約締結日から平成 29 年 3 月 31 日（金）までを準備期間とし、この期間に受注者は業務内容を習熟するとともに、発注者の責に基づく業務の引継ぎを受けるものとします。）。

(4) 委託業務履行場所

三重県桑名市多度町力尾地内

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

ウ 共同企業体（自主結成とします。）として参加する場合は、三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所運転等管理業務委託等に係る共同企業体取扱要綱（以下「共同企業体取扱要綱」といいます。）に基づき結成したものであること。また、共同企業体の構成員全てが調達システムの登録確認を受けていること。

エ 総合評価方式に係る全ての評価項目について提案を行うこと。

提案のない場合又は評価において参加資格がないと認められた場合は、入札に参加できません。ただし、提案が認められずに標準案（業務仕様書に基づく仕様をいいます。以下同じ。）を採用することとなった場合は入札に参加できるものとします。

なお、提案において事実と異なる記載若しくは事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたとき又は提案内容が他の入札参加者と酷似している等適正に作成されたと認められないときは、その者の入札は無効とします。この場合、併せて不正・不誠実な行為とみなすことがあります。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 共同企業体での参加の場合は、構成員の全てがアからウまでに該当していること。

オ 次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(ア) 平成 13 年度以降（過去 15 年間）に元請として、次の全ての基準を満たす運転管理業務（対象施設の監視及び操作業務をいいます。以下同じ。）を 3 年以上実施した実績（業務完了又は年度単位での業務完了の認定を受けている実績に限ります。以下「実施実績」といいます。）を 5(3)ア の書類の提出日において有すること。

なお、共同企業体での参加の場合は、構成員のいずれかが実施実績を有していれば足りるものとしませんが、共同企業体の構成員が個々に有する実施実績年数を合計することはできません。

また、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する事業者にあつては、我が国における実績とします。

a 単独又は共同企業体の構成員（出資比率 30%以上（3 者の場合は 20%以上）に限ります。）として実施した運転管理業務であること。

b R D F 貯蔵施設又は一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設に限ります。）における運転管理業務であること。

(イ) 次の全ての基準を満たす業務責任者を平成 29 年 4 月 1 日（土）以後の業務に専任で配置できること。ただし、5(3)イ の書類の提出日において配置予定の業務責任者が他の業務に従事しており、その業務が未完了である場合は、あわせて誓約書を提出すること。

- a 本業務委託の競争参加申請書の受付最終日以前に3月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、若しくは緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。
- b R D F貯蔵施設又は一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設に限ります。）における運転管理業務に3年以上の実務経験（当該業務の従事日数が1年間に換算して120日以上（1日8時間勤務とみなし、1月当たり10日以上）であれば、当該業務の実務経験とみなします。）を有すること。
- c 心身ともに健康で、日本語の読み書き及び会話能力を有すること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、5(1)アの申請書を提出するまでに6(3)に掲げる調達システム担当部局に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」といいます。）を行い、登録確認を受けてください。

なお、本件入札は特定調達（W T O）案件であるため、書面により参加する場合の利用登録申請については、電子証明書（I Cカード）は不要とします。

- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 総合評価方式に関する事項

- (1) 総合評価の方法及び落札者の決定方法は、別記「落札候補者決定基準」によります。
 - (2) 提案が認められなかった評価項目については、標準案による業務を行うものとします。
 - (3) 落札者の提案内容（業務方針、業務責任者等の資格等）については、その履行を確保し、評価内容を担保するために契約書に提案書等を綴じるとともに監督・検査により提案内容の履行の確認を行います。
 - (4) 配置予定の業務責任者は、特別の事情がない限り平成29年4月1日（土）以後の業務に就かなければなりません。また、配置予定の業務責任者が業務に就かない場合は、不正・不誠実な行為とみなすことがあります。
 - (5) 提案において事実と異なる記載又は事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたときや、提案内容が他の入札参加者と酷似しているなど適正に作成されたと認められないときは、その者の入札は無効とします。この場合、併せて不正・不誠実な行為とみなすことがあります。
 - (6) 提案内容の不履行が認められた場合には業務の是正を求めますが、業務の是正が困難な場合には、業務委託終了後に5年以内に参加する三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所における運転管理・維持管理業務委託における総合評価一般競争入札の評価において、加算点から発注業務委託の加算点満点の1割を減点します。
- なお、共同企業体の構成員である場合についても、発注業務委託の加算点満点の1割を減点します。
- (7) 標準案の不履行が認められた場合には、業務の是正を求めます。
 - (8) 技術提案書の受領後の差し替え及び追加は認めません。
 - (9) 提出された技術提案書及びこれに付随する資料は、本業務の競争参加資格の確認等、調達説明書に記載する用途以外は、無断で他の資料として使用しません。
 - (10) 次に該当する技術提案は加点対象としません。

ア 提案内容が不明なもの

イ 著しく具体性を欠くもの

ウ 業務の実施の確実性、安全性を欠くもの

- (11) 技術提案については、その後の業務委託において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとします。ただし、特許権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでないものとします。

- (12) 落札者は、契約後、自らの提出した技術提案書に記載された事項を履行する責任を有するものとします。

また、技術提案が適正と認められたことにより、設計図書において実施方法等の指定がされていない部分の業務に関する責任が軽減されるものではありません。

5 入札者及び落札候補者に求められる義務

- (1) 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、アに掲げる申請書を平成28年9月20日(火)16時まで、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては6(1)の場所に提出しなければなりません。
- また、イに掲げる書類を平成28年9月20日(火)16時まで書面により調達説明書に指定する方法で6(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。
- なお、共同企業体として入札に参加する場合は、上記アの申請書に代えてウに掲げる書類を平成28年9月13日(火)16時まで書面により6(1)の場所に提出してください。共同企業体により参加する場合は、代表者以外の構成員は共同企業体の代表者に入札に関する一切の権限を委任することとします。また、イの技術提案書については、上記と同様に提出してください。
- ア 三重県企業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書
- イ 技術提案書
- ウ 共同企業体にあっては、共同企業体取扱要綱第11条に基づく次の書類
- (ア) 特定共同企業体入札参加資格審査申請書
- (イ) 特定共同企業体協定書(写し)
- (ウ) 使用印鑑届
- (エ) 委任状
- (2) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した入札金額内訳書の提出を求めます。
- (3) 落札候補者にあっては、アからエまでに掲げる書類を平成28年10月28日(金)12時まで6(1)の場所に提出してください。
- ア 実施実績を証明する書類
- イ 配置予定業務責任者の要件を満たすことを証明する書類
- ウ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- エ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (4) 上記(1)から(3)までの書類について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- なお、期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。また、開札後に参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。
- 6 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
- 〒511-0125 三重県桑名市多度町力尾
三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所 担当 鈴木
電話 0594-32-3468 ファクシミリ 0594-32-3469
- (2) 契約条項を示す場所
- (1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局
- 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法
- 本公告日から平成28年10月21日(金)まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- 平成28年10月5日(水)までに通知します。
- (6) 技術提案書等提出の日時及び場所
- ア 日時 本公告日から平成28年9月20日(火)16時まで
- イ 場所 (1)に同じです。
- ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、入札事務担当所属に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重ごみ固形燃料発電所RDF貯蔵施設運転等管理業務委託 提案書等在中」と朱書きしてください。

(7) 技術提案書のヒアリングの実施

ア 日程 平成28年10月21日(金) 予定

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書のヒアリングの所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

エ 出席者は配置予定業務責任者を含め3名以内とします。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成28年10月24日(月)10時まで

入札書と合わせて入札金額内訳書を調達システムより提出してください。

イ 書面による入札の場合は、調達説明書(仕様書)の入札書と入札金額内訳書を一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、東員笹尾郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成28年10月24日(月)10時

なお、入札書は平成28年10月17日(月)から同月24日(月)10時までの間に到着するように郵送してください。

送付先 住所 〒511-0232 三重県員弁郡東員町笹尾東2-31-2

宛先 東員笹尾郵便局留め

受取人 三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所

案件名 三重ごみ固形燃料発電所RDF貯蔵施設運転等管理業務委託 入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 平成28年10月24日(月)10時30分

場所 (1)に同じです。

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。ただし、消費税等の税率に関する法改正があったときは改正後の税率によるものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県企業庁会計規程(平成19年三重県企業庁管理規程第4号。以下「規程」といいます。)第158条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規程第166条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上となります。

(ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りません。)

(イ) 三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所運転等管理業務委託等における低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格に満たない額で契約するとき。

また、規程第166条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程

第 166 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

エ 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると三重県企業庁長が判断した入札者であって、規程第 156 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で、別記「落札候補者決定基準」の規定する評価点が最も高い者を落札候補者とし、落札候補者が落札資格を有することが確認できた後、その者を落札者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第 162 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

7 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

8 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Management, Operation and Maintenance of Refuse Derived Fuel Storage Facility

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Monday, October 24, 2016.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, October 17, 2016 and 10:00 A.M. on Monday, October 24, 2016.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:30 A.M. on Monday, October 24, 2016.

(4) Managing Authority :

Mie Refuse Derived Fuel Power Plant Office, Mie Prefecture Public Utilities Agency

Chikarao, Tado-Cho, Kuwana city, Mie, 511-0125, Japan

TEL: 0594-32-3468

(5) Applications must be made in Japanese.

別記 落札候補者決定基準

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、三重県企業庁にとって最適な事業者を選定するため、技術提案書及び入札金額により評価する総合評価方式を採用し、総合評価の最も高い入札者を落札候補者とする。

評価は、下記の方法により行う。

(1) 総合評価

技術評価及び価格評価を合わせて評価する、加算方式とする。

総合評価点は、技術評価点と価格評価点の合計とする。

(2) 技術評価

技術提案書の内容を「平成 28 年度 三重ごみ固形燃料発電所 R D F 貯蔵施設運転等管理業務委託 総合評価一般競争入札評価項目」に基づき評価する。

技術評価点は、技術力要件、業務責任者要件及び企業要件についての評価による各得点の合計とする。

なお、技術力要件とは業務への取組方針、体制等についての提案内容、業務責任者要件とは配置予定の業務責任者の資格、経験等、企業要件とは業務の履行能力、社会貢献等をいう。

(3) 価格評価

入札金額、評価基準価格を基に下記の 4 に示す式により算定する。

入札金額とは入札書記載の金額、評価基準価格とは入札に当たっての評価のための数値を適用する価格をいう。

2 落札候補者の選定基準

落札候補者は、下記により決定する。

(1) 落札候補者の決定方法

総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。

ただし、入札金額が予定価格を上回った場合は、落札候補者とししない。

(2) 総合評価点の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とする。

イ 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

(ア) 「技術評価点」のうち、業務責任者要件項目と技術力要件項目の合計の評価点が異なる場合にあつては、業務責任者要件項目と技術力要件項目の合計の評価点が高い入札者を落札候補者とする。

(イ) 業務責任者要件項目と技術力要件項目の合計の評価点においても同じ場合にあつては、「入札金額」が低い入札者を落札候補者とする。

ウ 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が同じで「業務責任者要件項目と技術力要件項目の合計の評価点」及び「入札金額」も同じ場合は、調達システムによるくじ引きで落札候補者を決定するものとする。

なお、書面による入札において、入札書に「調達システムへのくじ番号の登録」について記入がない場合は、三重県企業庁職員に調達システムへのくじ番号の登録を委任したものとする。

(3) 落札候補者の入札金額が調査基準価格を下回ったときの対応

落札候補者の入札金額が調査基準価格を下回ったときは落札候補決定を保留し、低入札価格調査制度を適用する。

3 技術評価の方法

技術提案書について、「平成 28 年度 三重ごみ固形燃料発電所 R D F 貯蔵施設運転等管理業務委託 総合評価一般競争入札評価項目」に基づき評価し、その結果を技術評価点とする。

(1) 企業要件

企業について、評価項目の条件を満たしている場合はその項目に与えられた配点を得点とし、条件を満たしていない場合は 0 点とする。

また、複数の評価基準に該当する場合は、該当する評価基準の最大の得点をその評価項目の得点とする。

(2) 業務責任者要件

配置予定の業務責任者について、評価項目の条件を満たしている場合はその項目に与えられた配点を得点とし、条件を満たしていない場合は 0 点とする。

また、複数の評価基準に該当する場合は、該当する評価基準の最大の得点をその評価項目の得点とする。

(3) 技術力要件

業務についての提案書の内容について、5 名の審査員が評価項目ごとに提案が有効か否かの判断を行い、

有効と判断された提案に対してのみ審査員が採点を行う。

(4) 技術評価の配点

技術評価に対する配点は下記のとおりである。

大項目	中項目	小項目	小項目 配点	中項目 配点	大項目 配点
企業要件	業務実績		50	50	50
業務責任者要件	配置予定業務責任者の業務実績		30	30	30
技術力要件	特記課題		60	60	100
	ヒアリング		40	40	
合計			180	180	180

4 価格評価の方法

入札金額について、下記の計算式により算出した値を価格評価点とする。

「価格評価点」の算出は、1点未満を切り捨てとする。

$$\text{価格評価点} = 420 \times (1 - \text{「入札金額」} / \text{「評価基準価格」})$$

「入札金額」：入札書記載の金額（税抜き金額）

「評価基準価格」：233,850,000円（税抜き金額）

評価基準価格は、入札にあたっての評価のための数値であり、予定価格とは必ずしも同一ではありません。

※ 計算に用いる入札金額、評価基準価格は、全て税抜きとする。

※ 入札者の入札金額が本件の予定価格を上回った場合には、落札候補者とししない。

5 総合評価の方法

総合評価は、下記の計算式により算出した値をもつて行う。

$$\text{総合評価点 (600点満点)} = \text{技術評価点 (180点満点)} + \text{価格評価点 (420点満点)}$$

6 低入札価格調査制度について

低入札調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札候補の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札候補者を決定する。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限る。）へ同様の調査を実施するものとする。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
